

鹿 児 島 県 公 報

令 和 4 年 4 月 12 日 (火) 第 302 号 の 4



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

公 安 委 員 会 規 則

- | | |
|-----------------------------------|---------------|
| ○運転技能検査の実施に関する規則 (※) | (免許管理課取扱い) 1 |
| ○若年運転者講習の実施に関する規則 (※) | (免許管理課取扱い) 5 |
| ○鹿児島県道路交通法施行細則の一部を改正する規則 (※) | (免許管理課取扱い) 26 |
| ○認知機能検査員講習の実施に関する規則の一部を改正する規則 (※) | (免許管理課取扱い) 26 |
| ○高齢者講習の実施に関する規則の一部を改正する規則 (※) | (免許管理課取扱い) 30 |
| ○特定任意講習の実施に関する規則の一部を改正する規則 (※) | (免許管理課取扱い) 33 |
| ○認知機能検査の実施に関する規則の一部を改正する規則 (※) | (免許管理課取扱い) 34 |

公 安 委 員 会 規 則

運転技能検査の実施に関する規則をここに公布する。

令和4年4月12日

鹿児島県公安委員会委員長 石窪奈穂美

鹿児島県公安委員会規則第5号

運転技能検査の実施に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「施行令」という。）及び道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「施行規則」という。）の規定に基づき、鹿児島県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が行う運転技能検査（以下「検査」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(検査の申込み)

第2条 検査の申込みは、運転技能検査受検申込書（別記第1号様式）により検査当日に行うものとする。

(検査員)

第3条 検査に従事する者は、高齢者講習（法第108条の2第1項第12号に掲げる講習をいう。以下同じ。）における実車による指導に従事する者の要件を備えた者（以下「検査員」という。）が行うこと。

(実施方法)

第4条 実施機関の体制等に応じて、高齢者講習と同様に適正な人数で編成されたグループで行う方法のほか、受検者ごとに個別で実施する方法のいずれかで実施すること。また、高齢者講習における実車による指導と合同で行っても差し支えない。

(実施場所)

第5条 原則としてコースにおいて実施することとする。ただし、コースにおいて実施することが困難な場合又は受検者の利便性を図るため検査を過疎地、辺地等を含む地域に存する場所において実施する必要がある場合において、各課題の設定等の条件がコースに比しておおむね同等であり、かつ、安全性の問題がないときは、道路又は適切な場所において行っても

差し支えない。

（設備）

第6条 検査を実施するために必要な設備について、次のとおり整備すること。

- (1) 普通自動車 検査に使用する所要の普通自動車を必要数整備すること。また、当該普通自動車については、マニュアル式又はオートマチック式のものに補助ブレーキ等の装置を装備したものとすること。
- (2) 録画装置等 検査の状況を記録できるよう、所要の録画装置等を整備すること。
- (3) 映像再生機材 録画した映像を適宜確認等できるよう、所要の映像再生機材を整備すること。

（検査の委託）

第7条 法第108条第1項の規定により検査を委託する場合には、次の基準を満たす者との委託契約によって委託を行い、検査が適正に行われるよう指導監督を徹底すること。

- (1) 検査員が、検査の業務を行うために必要な数以上置かれていること。
- (2) 検査を行うために必要なコースその他の設備を有すること。

（検査の委託の解除）

第8条 検査が法令又はこの規則に違反して行われた場合は、直ちに検査の委託を解除することができる。

（証明書の交付）

第9条 検査の成績が合格基準に達した者に対しては、運転技能検査受検結果証明書（別記第2号様式）（以下「証明書」という。）を交付すること。また、検査の成績が合格基準以下の者で証明書の交付を希望する者に対しても、証明書を交付すること。

（公安委員会への報告）

第10条 検査の委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、次に掲げる事項について、公安委員会に速やかに報告しなければならない。

- (1) 検査を終了し、検査の成績が合格基準に達したときは、運転技能検査結果報告書（別記第3号様式）により、公安委員会に速やかに報告すること。
- (2) 検査結果について、受検者等から苦情や不服の申出があった場合は、その者の氏名、連絡先、検査の実施状況及び苦情や不服の内容並びにこれらに対する対応状況を記録し、公安委員会に速やかに報告すること。

（指導監督）

第11条 公安委員会は、検査の内容及び方法の確認に努め、検査が適正に行われるように受託者を指導しなければならない。

2 公安委員会は、必要があると認めるときは、受託者に対して必要な報告及び資料の提出を求め、又は検査の状況を調査することができる。

（委任）

第12条 この規則に定めるもののほか、検査の実施に関し必要な事項は、警察本部長が定める。

附 則

この規則は、令和4年5月13日から施行する。

別記

第1号様式（第2条関係）

運転技能検査受検申込書

鹿児島県公安委員会 殿

住 所

氏 名

生年月日

年

月

日

受 検 年 月 日	年 月 日
受 検 場 所	
受 検 手 数 料 (収入証紙貼付欄)	
備 考	

第2号様式（第9条関係）

第 号

運転技能検査受検結果証明書

住 所

氏 名

年 月 日生

上記の者は、 年 月 日、 に

において、道路交通法第97条の2第1項第3号イに規定する運転技能検査を受検した者であることを証明する。

運 転 技 能 検 査 の 結 果	点
-------------------	---

- 大型第二種免許，中型第二種免許又は普通第二種免許を受けようとし，又は受けているもの

〈合格基準〉

- ・ 下記以外の運転免許 → 70点以上
- ・ 大型第二種免許，中型第二種免許，普通第二種免許 → 80点以上

年 月 日

鹿 児 島 県 公 安 委 員 会 印

備考 用紙の大きさは，日本産業規格A列4番とする。

第 3 号 様 式 (第 10 条 関 係)

鹿児島県公安委員会 殿 運 転 技 能 検 査 結 果 報 告 書 年 月 日

このシートは、運転技能検査結果専用の入力シートです。このシートに日付ごとに入力して下さい。尚、行の追加・削除・項目の権の変更・印刷時の印刷範囲・向き・拡大縮小・品質・サイズ・余白・ヘッダーフッター等変更はできません。

【入力要領】

- * 「区分」については、3：運転技能検査 を固定表示。
- * 「検査場所」については、検査場所コードを入力。
- * 「検査番号」については、検査番号を入力。検査番号は、年間の通し番号です。(1月1日～12月31日まで)
- * 「検査日」については、検査日を入力。注：検査日は2022年6月14日以降を入力
- * 「年齢」については、0：更新
- * 「生年月日」については、和暦7桁の元号は 1：明治 2：大正 3：昭和 を入力する
- * 「性別」については、1：男 2：女 を入力する
- * 「管理番号」は、0000 を入力。
- * 「検査種類」については、0：法定 1：認定
- * 「実車結果」については、70～100を入力する

自動車学校

区分	検査場所	検査番号	検査日	免許証番号	通 過 種	管理 番号	氏 名	生年月日	性別					検査 種類				実車 結果
0001	3		年 月 日					年 月 日										
0002	3		年 月 日					年 月 日										
0003	3		年 月 日					年 月 日										
0004	3		年 月 日					年 月 日										
0005	3		年 月 日					年 月 日										
0006	3		年 月 日					年 月 日										
0007	3		年 月 日					年 月 日										
0008	3		年 月 日					年 月 日										
0009	3		年 月 日					年 月 日										
0010	3		年 月 日					年 月 日										
0011	3		年 月 日					年 月 日										
0012	3		年 月 日					年 月 日										
0013	3		年 月 日					年 月 日										
0014	3		年 月 日					年 月 日										
0015	3		年 月 日					年 月 日										
0016	3		年 月 日					年 月 日										
0017	3		年 月 日					年 月 日										
0018	3		年 月 日					年 月 日										
0019	3		年 月 日					年 月 日										
0020	3		年 月 日					年 月 日										

若年運転者講習の実施に関する規則をここに公布する。

令和 4 年 4 月 12 日

鹿児島県公安委員会委員長 石窪奈穂美

鹿児島県公安委員会規則第 6 号

若年運転者講習の実施に関する規則

(目的)

第 1 条 この規則は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）及び指定講習機関に関する規則（平成 2 年国家公安委員会規則第 1 号。以下「国公委規則」という。）の規定に基づき、若年運転者講習（以下「講習」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(講習の実施機関)

第 2 条 鹿児島県公安委員会（以下「公安委員会」という。）は、法第108条の 4 第 1 項の規定により講習を行わせる場合は、同条第 3 項及び国公委規則第 8 条の 2 に定める基準に適合しているものを指定講習機関として指定して講習を行わせるものとする。

(指定講習機関の指定)

第 3 条 前条の規定による指定については、講習を行おうとする者から指定講習機関指定申請書（別記第 1 号様式）を提出させて行うものとする。

2 公安委員会は、前項の申請により基準適合と認めて指定をしようとするときは、指定書（別記第 2 号様式）を当該指定講習機関に交付するものとする。

3 公安委員会は、前項の指定を行ったときは、当該指定に関する事項を公示するものとする。

(指定講習機関の名称等の変更の届出)

第 4 条 指定講習機関が国公委規則第 4 条第 1 項及び第 3 項の規定による名称等の変更の届出をするときは、公示事項等の変更の届出について（別記第 3 号様式）に関係書類を添えて行わなければならない。

2 公安委員会は、国公委規則第 4 条第 1 項の規定による届出があったときは、当該変更に係る事項を公示しなければならない。

(指定講習機関に対する適合命令等)

第 5 条 公安委員会は、法第 108 条の 8 の規定により、指定講習機関に対して適合命令及び監督命令を行うときは、命令書（別記第 4 号様式）を交付して行うものとする。

(運転適性指導員審査の申請)

第 6 条 国公委規則第 5 条第 5 号の公安委員会が行う運転適性指導についての技能及び知識に関する審査（以下「運転適性指導員審査」という。）を受けようとする者は、原則として指定講習機関の管理者を通じて、運転適性指導員審査申請書（別記第 5 号様式）により公安委員会に申請しなければならない。

(運転適性指導員審査合格証書の交付)

第 7 条 公安委員会は、運転適性指導員審査に合格した者に対しては、運転適性指導員審査合格証書（別記第 6 号様式）を交付するものとする。

(運転適性指導員の解任)

第 8 条 公安委員会は、法第 108 条の 5 第 3 項の規定により運転適性指導員の解任を命じようとするときは、当該指定講習機関に対し、あらかじめ、運転適性指導員の解任を命じようとする理由等について（別記第 7 号様式）により、解任を命じようとする理由等を通知するものとする。

(講習業務規程の認可の申請)

第 9 条 指定講習機関は、法第 108 条の 6 第 1 項前段の規定により講習業務規程の認可を受けようとするときは、講習業務規程認可申請書（別記第 8 号様式）に当該講習業務規程を添えて公安委員会に申請しなければならない。

2 指定講習機関は、法第 108 条の 6 第 1 項後段の規定により講習業務規程の変更の認可を受けようとするときは、講習業務規程変更認可申請書（別記第 9 号様式）に変更に係る講習業務規程の新旧対照表を添えて公安委員会に申請しなければならない。

(講習の休廃止の許可等)

第 10 条 指定講習機関は、法第 108 条の 10 の規定により講習の休止又は廃止の許可を受けようとするときは、講習の休廃止の許可申請書（別記第 10 号様式）により公安委員会に申請しなければならない。

(指定講習機関の指定の取消し)

第 11 条 公安委員会は法第 108 条の 11 第 1 項又は第 2 項の規定により指定講習機関の指定の取消しを行おうとするときは、あらかじめ、指定講習機関の指定の取消しをしようとする理由等について（別記第 11 号様式）により、取消しをしようとする理由等を通知するものとする。

2 公安委員会は、前項の取消しを行うときは、指定講習機関に対し、指定講習機関の指定の取消通知書（別記第 12 号様式）を交付して行うものとする。

3 公安委員会は、指定講習機関の指定の取消しをしたときは、その旨を公示するものとする。

(講習の通知)

第 12 条 公安委員会は、法第 108 条の 3 の 3 の規定により講習の通知を行うときは、若年運転者講習通知書（別記第 13 号様式）により講習対象者に通知するものとする。

2 公安委員会は前項の通知をしたときは、指定講習機関に対して若年運転者講習受講予定者通知書（別記第 14 号様式）により通知するものとする。

3 公安委員会は、講習対象者がその住所地を他の公安委員会の管轄区域内に変更していたときは、若年運転者講習移送通知書（別記第 15 号様式）により、その者の住所地を管轄する公安委員会に通知するものとする。

(講習の申出)

第 13 条 前条第 1 項の通知を受けた者の講習申出は、若年運転者講習受講申出書（別記第 16 号様式）により、講習当日行うものとする。

(講習の時間等)

第 14 条 講習の時間は、9 時間とし、原則連続する 2 日間（1 日目 5 時間、2 日目 4 時間）で行うものとし、やむを得ない理由がある場合を除き通知を受けた日の翌日から起算して 1 か月以内に受講するものとする。

(講習の編成)

第15条 講習1回当たりの受講者数は、1学級3人の編成を基準とする。

（講習の実施方法）

第16条 講習は、別に定める「若年運転者講習細目」及びこれに準拠して作成された指導要領に基づいて行うものとする。

（講習終了証明書の交付）

第17条 指定講習機関は、講習を終了したときは、受講者に対して若年運転者講習終了証明書（別記第17号様式）を交付するものとする。

（公安委員会への報告）

第18条 指定講習機関は、次の各号に該当する事案があったときは、その状況を速やかに公安委員会に報告しなければならない。

- (1) 講習を終了したとき（若年運転者講習結果報告書（別記第18号様式）により、若年運転者講習受講申出書を添えて報告するものとする。）。
- (2) 講習指導員が運転免許の取消し又は効力の停止の処分を受けたとき。
- (3) 講習指導員として適当でないと認められる事情が生じたとき。

（講習済の登録）

第19条 免許管理課長は、講習を行った者については、警察庁情報処理センターに講習済の登録をしなければならない。

（指導監督）

第20条 免許管理課長は、講習指導官をして、講習内容、講習方法、講習用教材の研究開発及び講習効果の測定に努めさせ、指定講習機関が行う講習が適正かつ確実に実施されるよう指導監督をしなければならない。

（その他）

第21条 この規則の施行に際し、必要な事項は警察本部長が別に定める。

附 則

この規則は、令和4年5月13日から施行する。

別記

第1号様式（第3条第1項関係）

指定講習機関指定申請書	
年 月 日	
鹿児島県公安委員会 殿	
住所 申請者 氏名	
指定を受けようとする者の名称及び住所並びに代表者の氏名	
特定講習の業務を行う事務所の名称及び所在	
特 定 講 習 の 種 別	若年運転者講習
特定講習を開始しようとする年月日	年 月 日
添 付 書 類	

第2号様式（第3条第2項関係）

第 号

指 定 書

名 称

所在地

道路交通法第108条の4第1項の規定により貴

を指定講習機関として指定する。

特定講習の種別

若年運転者講習

年 月 日

鹿児島県公安委員会

第3号様式（第4条第1項関係）

年 月 日

鹿児島県公安委員会 殿

名 称

代表者

公示事項等の変更の届出について

指定講習機関に関する規則第4条 第1項 第3項 の規定による公示事項等の変更の届出をします。

記

1 変更する事項（書類の内容）

2 変更後の事項（書類の内容）

第 4 号 様 式 (第 5 条 関 係)

第 号

年 月 日

殿

鹿 児 島 県 公 安 委 員 会

命 令 書

道 路 交 通 法 第 108 条 の 8
第 1 項
第 2 項 の 規 定 に よ り 次 の 措 置 を 採 る こ と を 命 ず る。

措 置	
-----	--

第5号様式（第6条関係）

運転適性指導員審査申請書

年 月 日

鹿児島県公安委員会 殿

指定講習機関名

申請者

管理者

指定講習機関に関する規則第5条第5号に規定する公安委員会が行う運転適性指導についての技能及び知識に関する審査を受けたく、関係書類を添えて申請します。

運転適性指導員審査を受けようとする者の住所・氏名 ・生年月日等	
添 付 書 類 等	

第 6 号 様 式 (第 7 条 関 係)

適 第 号

運 転 適 性 指 導 員 審 査 合 格 証 書

住 所

氏 名

年 月 日生

前記の者は、指定講習機関に関する規則第 5 条第 5 号に規定する鹿児島県公安委員会が行う運転適性指導についての技能及び知識に関する審査に合格した者であることを証する。

年 月 日

鹿児島県公安委員会

第 7 号 様 式 (第 8 条 関 係)

	鹿公委免管第	号
	年	月 日
殿		
	鹿児島県公安委員会	
運転適性指導員の解任を命じようとする理由等について		
道路交法第108条の5第3項の規定による運転適性指導員の解任を命じようとする理由等下記のとおり通知します。		
記		
1	解任を命じようとする運転適性指導員の住所及び氏名	
	住所	
	氏名	
2	解任を命じようとする理由	
3	弁明をなすべき日時及び場所	
	日時	
	場所	

第 8 号 様 式 (第 9 条 第 1 項 関 係)

講 習 業 務 規 程 認 可 申 請 書

年 月 日

鹿 児 島 県 公 安 委 員 会 殿

住 所

申 請 者

氏 名

指 定 講 習 機 関 に 関 す る 規 則 第 9 条 第 1 項 の 規 定 に よ る 講 習 業 務 規 程 の 認 可 を 受 け た く、当 該 講 習 業 務 規 程 を 添 え て 申 請 し ま す。

講 習 業 務 規 程 の 認 可 を 受 け よ う と す る 者 の 名 称 及 び 住 所 並 び に 代 表 者 の 氏 名	
---	--

第9号様式（第9条第2項関係）

講習業務規程変更認可申請書

年 月 日

鹿児島県公安委員会 殿

住 所

申請者

氏 名

指定講習機関に関する規則第9条第2項の規定による講習業務規程の変更の認可申請をします。

講習業務規程の変更の認可を受けようとする者の名称及び住所並びに代表者の氏名	
変更しようとする事項	
変更しようとする年月日	
変 更 の 理 由	

第10号様式（第10条関係）

講習の休廃止の許可申請書	
鹿児島県公安委員会 殿	年 月 日
申請者	住 所 氏 名
指定講習機関に関する規則第14条の規定による特定講習の 許可を申請をします。	一部 休止 全部 の 廃止 の
前記許可を受けようとする者の 名称及び住所並びに代表者 の氏名	
休止し、又は廃止しようとする 特定講習の種別	若年運転者講習
休止し、又は廃止しようとする 期間	年 月 日から 年 月 日まで
前 記 申 請 の 理 由	

第11号様式（第11条第1項関係）

鹿公委免管第 号
年 月 日

殿

鹿児島県公安委員会

指定講習機関の指定の取消しをしようとする理由等について

道路交通法第108条の11 第1項
第2項 の規定による指定講習機関としての指定の取
消しをしようとする理由等下記のとおり通知します。

記

- 1 取り消そうとする理由

- 2 弁明をなすべき日時及び場所
日 時
場 所

第12号様式（第11条第2項関係）

第 号

指定講習機関の指定の取消通知書

年 月 日

名 称

所在地

殿

鹿児島県公安委員会

次の理由により、道路交通法第108条の11
としての指定の取消しをしたので通知します。

第1項

第2項

の規定による指定講習機関

指 定 番 号	
理 由	

第13号様式（第12条第1項関係）

若 年 運 転 者 講 習 通 知 書
第

号

年 月 日

殿

鹿児島県公安委員会

道路交通法第108条の2第1項第14号に掲げる若年運転者講習を下記のとおり実施いたしますので通知します。

なお、若年運転者講習は、この通知を受けてから1か月以内に限り受けることができます。やむを得ない理由なく若年運転者講習を受けない場合は、道路交通法第102条の3に規定する特例取得免許が取り消されることとなります。

若年運転者講習を行う理由	年 月 日の交通違反（事故）で 点に達したため。
若年運転者講習の場所	
講習日時 2日間	1日目 年 月 日 時 分から 2日目 年 月 日 時 分から
取消しの対象となる特例取得免許の種類	
その他	添付してある「若年運転者講習受講上の注意事項」を必ずお読みください。

第14号様式（第12条第2項関係）

若 年 運 転 者 講 習 受 講 予 定 者 通 知 書

年 月 日

指 定 講 習 機 関 名
管 理 者 殿

鹿児島県公安委員会

次の者に対して，道路交通法108条の2第1項第14号に掲げる講習を実施するよう通知する。

番号	氏 名 生 年 月 日	住 所	性 別	免 許 種 別	免 許 証 番 号	講 習 指 定 年 月 日

第15号様式（第12条第3項関係）

若 年 運 転 者 講 習 移 送 通 知 書

年 月 日

公 安 委 員 会 殿

鹿児島県公安委員会

次の者について若年運転者講習移送通知書を送付する。

住 所	
氏 名	
生 年 月 日	
免 許 証 番 号	第 号 年 月 日 公安委員会交付
免 許 の 種 類	
講 習 を し よ う と する 理 由	
備 考	

第16号様式（第13条関係）

若 年 運 転 者 講 習

受 講 申 出 書

年 月 日

鹿児島県公安委員会 殿

住 所

氏 名

道路交通法第108条の2第1項第14号に掲げる講習を申込みます。

受 講 年 月 日	1 日 目	年	月	日
	2 日 目	年	月	日
受 講 場 所				
講 習 種 別				
通 知 手 数 料	(収入証紙貼付欄)			
備 考				

第 17 号 様 式 (第 17 条 関 係)

第 号

若 年 運 転 者 講 習 終 了 証 明 書

住 所

氏 名

年 月 日生

前記の者は、 年 月 日 道路交通法第108条の2第1項第14号に掲げる講習を終了したものであることを証明する。

年 月 日

指定講習機関名
管 理 者



第18号様式（第18条関係）

若 年 運 転 者 講 習 結 果 報 告 書

年 月 日

鹿児島県公安委員会 殿

指定講習機関名
管 理 者

次の者に対して、道路交通法第108条の2第1項第14号に掲げる講習を
年 月 日に終了したので報告する。

番 号	氏 名 生年月日	住 所	性 別	免許の 種 類	免許証番号	講習指 導員名

.....
鹿児島県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年 4 月 12 日

鹿児島県公安委員会委員長 石窪奈穂美

鹿児島県公安委員会規則第 7 号

鹿児島県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

鹿児島県道路交通法施行細則（昭和 53 年鹿児島県公安委員会規則第 16 号）の一部を次のように改正する。

第 26 条中「第 91 条」の次に「及び法第 91 条の 2」を加える。

第 38 条中「規則第 3 号）」を「規則第 3 号）に」に改め、「同項第 13 号の講習」の次に「の実施」を、「平成 10 年鹿児島県公安委員会規則第 10 号）に、」の次に「同項第 14 号の講習の実施については、若年運転者講習の実施に関する規則（令和 4 年鹿児島県公安委員会規則第 6 号）に、」を加え、「同項第 14 号」を「同項第 15 号」に改める。

附 則

この規則は、令和 4 年 5 月 13 日から施行する。

.....
認知機能検査員講習の実施に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年 4 月 12 日

鹿児島県公安委員会委員長 石窪奈穂美

鹿児島県公安委員会規則第 8 号

認知機能検査員講習の実施に関する規則の一部を改正する規則

認知機能検査員講習の実施に関する規則（平成 21 年鹿児島県公安委員会規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「25 歳」を「21 歳」に改める。

第 3 条から第 5 条までを次のように改める。

（講習項目等）

第 3 条 講習項目、講習内容及び講習時間は、別表のとおりとする。

（講習の実施方法）

第 4 条 講習は、前条の講習項目等に基づき実施するものとする。

（講習時間）

第 5 条 講習時間は、5 時間とする。ただし、次の講習等を終了した者は、「高齢者と認知症の実態及び基礎倫理」及び「高齢運転者対策の概要」の講習項目については省略することができる。

- (1) 認知機能検査の導入に当たり自動車安全運転センターが実施した高齢者講習指導員補充講習を終了した者
- (2) 前号の者が補充講習の内容を伝達することによる講習（伝達補充講習）を終了した者
- (3) 平成 21 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日までの間に自動車安全運転センターが実施した高齢者講習指導員研修を終了した者
- (4) 平成 21 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日までの間に自動車安全運転センターが実施した新任運転適性指導員研修又は運転適性講習指導員研修を終了した者

第 8 条の見出し中「講習終了証明書」を「終了証」に改め、同条中「認知機能検査員講習終了証明書」を「終了証」に改める。

附則の次に次の別表を加える。

別表 (第 3 条 関 係)

認知機能検査員講習

講習項目	講習内容	時間 (分)
高齢者と認知症の実態及び基礎倫理	(1) 認知症の実態と認知症に関する基礎倫理 (2) 認知症の症状と対応方法	90
高齢運転者対策の概要	(1) 高齢運転者の交通事故情勢 (2) 認知機能検査の内容 (3) 認知症のおそれがある者に対する臨時適性検査又は診断書提出命令の実施 (4) 運転免許証の自主返納及び運転経歴証明書 (5) 安全運転相談	60
認知機能検査の実施方法	(1) 認知機能検査の実施方法 (2) 検査結果の採点方法 (3) 検査結果の伝達方法 (4) 認知機能検査の模擬実施 (ロールプレイング)	150

別記第 1 号様式及び別記第 2 号様式を次のように改める。

別記

第1号様式（第7条関係）

認知機能検査員講習受講申込書	
鹿児島県公安委員会 殿	
住 所	
氏 名	
生年月日	
年 月 日	
受 講 年 月 日	年 月 日
受 講 場 所	
受 講 手 数 料	
(収入証紙貼付欄)	
重複する講習項目を省略する場合の自動車安全運転センターが実施した補充講習，伝達補充講習又は研修を修了した旨が記載されている書面の確認	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
備 考	

第2号様式（第8条関係）

終 了 証

住 所

氏 名

年 月 日生

あなたは認知機能検査員講習の課程を終了したことを
証明します。

年 月 日

鹿児島県公安委員会



附 則

この規則は、令和4年5月13日から施行する。

高年齢者講習の実施に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年4月12日

鹿児島県公安委員会委員長 石窪奈穂美

鹿児島県公安委員会規則第9号

高年齢者講習の実施に関する規則の一部を改正する規則

高年齢者講習の実施に関する規則（平成21年鹿児島県公安委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

第1条中「道路交通法（昭和35年法律第105条。以下「法」という。）」の次に「、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「施行令」という。）」を加える。

第2条第1号中「第97条の2第1項第3号イ及びロ」を「第97条の2第1項第3号イ及びハ」に改め、同号に次のように加える。

ア 実車指導あり（2時間） 普通自動車対応免許を受けている者（運転技能検査の対象者を除く。）

イ 実車指導なし（1時間） ア以外の免許のみを受けている者及び運転技能検査の対象者

第2条第2号に次のように加える。

ア 実車指導あり（2時間） 普通自動車対応免許を受けている者

イ 実車指導なし（1時間） ア以外の免許のみを受けている者

第3条を次のように改める。

（講習の申込み）

第3条 講習の申込みは、高年齢者講習受講申込書（別記第1号様式）により講習当日に行うものとする。

第3条の2第1号中「25歳」を「21歳」に改め、同条第2号中「自動車等」を「普通自動車」に、「できる免許」を「できる運転免許」に改め、「現に受けている者」の次に「（運転免許の効力が停止されている者を除く。）」を加え、同条第3号ア中「2年」を「3年」に改め、同号イ中「第117条の2の2第11号」を「第117条の2の2第12号」に、「2年」を「3年」に改め、同号ウ中「2年」を「3年」に改め、同条第4号イ中「自動車」を「普通自動車」に改め、同号イ(ア)中「普通自動車を用いた講習を指導する指導員については、」を削り、同号イ(イ)を削り、同号イ(ウ)中「自動車」を「普通自動車」に改め、「又は(イ)」を削り、同号イ(ウ)を同号イ(イ)とし、同条第5号を次のように改める。

(5) 次のいずれかに該当するものであること。ただし、道路交通法の一部を改正する法律（令和2年法律第42号。以下「改正法」という。）の施行日前にアに該当し、又は令和4年3月31日以前にイに該当した者については、運転免許に係る講習等に関する規則の一部を改正する規則（令和4年国家公安委員会規則第5号）附則第5条に規定する高年齢者講習における指導に必要な技術及び知識に関するものとして公安委員会が指定する研修を受けていなければならない。なお、当該研修としては、改正法施行に伴う運転技能検査員養成講習（補充講習）を指定する。

ア 公安委員会が行う講習における指導に必要な技能及び知識に関する審査に合格した者

イ 講習における指導に必要な技能及び知識に関する国家公安委員会が指定する講習（自動車安全運転センターが実施する新任運転適性指導員研修、運転適性講習指導員研修又は運転技能検査員・高年齢者講習指導員研修（令和3年度まで実施していた高年齢者講習指導員研修を含む。）を終了した者

第4条第1項中「要件」を「基準」に改め、同項第2号中「講習車両」を「普通自動車」に、「調達できる」を「有する」に改め、同項第3号を削る。

第5条を次のように改める。

（公安委員会への報告）

第5条 講習の委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、講習を終了したときは、高年齢者

講習受講結果報告書（別記第2号様式）により，公安委員会に速やかに報告しなければならない。

第5条の次に次の1条を加える。

（終了証明証の交付）

第5条の2 公安委員会は，高齢者講習を終了した者に対し，高齢者講習終了証明書（施行規則別記様式第22の10の7）を交付するものとする。

別記第1号様式及び別記第2号様式を次のように改める。

別記

第1号様式（第3条関係）

高齢者講習受講申込書

鹿児島県公安委員会 殿

住 所

氏 名

生年月日

年

月

日

受 講 区 分	実車指導あり (2時間)	<input type="checkbox"/> 更新時等講習	<input type="checkbox"/> 臨時講習
	実車指導なし (1時間)	<input type="checkbox"/> 更新時等講習 <input type="checkbox"/> 運転技能検査対象者	<input type="checkbox"/> 臨時講習
受 講 年 月 日	年 月 日		
受 講 場 所			
受 講 手 数 料 (収入証紙貼付欄)			
備 考			

第2号様式（第5条関係）

鹿児島県公安委員会 殿
高齢者講習受講結果報告書
年 月 日

このシートは、高齢者講習受講結果専用の入力シートです。このシートに日付ごとに入力して下さい。尚、行の追加・削除・項目の幅の変更・印刷時の印刷範囲・向き・拡大縮小・品質・サイズ・余白・ヘッダーフッター等変更はできません。

【入力要領】

- * 「区分」については、5：高齢者講習 を固定表示。
- * 「講習場所」については、講習場コードを入力。
- * 「講習番号」については、講習番号を入力。講習番号は、年間の通し番号です。(1月1日～12月31日まで)
- * 「講習日」については、講習日を入力。注、講習日は2022年5月14日以降を入力
- * 「通 船」については、0：更新 2：臨時高齢者講習
- * 「管理番号」については、臨時高齢者講習通知(受講表)に記載されている管理番号(4ケタ)を入力。尚、管理番号は、免許センターから受講者に番号を通知します。通常の更新の場合は、0000 を入力。
- * 「生年月日」については、和暦で入力する。元号1桁は 1 明治 2 大正 3 昭和 を入力する。
- * 「性別」については、1 男 2 女 を入力する
- * 「講習分類」については、A：実車無 日：実車有無 C：実車無 D：その他
- * 「講習種類」については、0：更新 1：臨時高齢者講習 2：その他
- * 「講習種類」については、0：法定 1：特定任意 2：認定
- * 「実車結果」については、実車通過を意味した場合、100を入力。観察写真やシミュレーター等で代替した場合、888を入力する

自動車学校

区分	講習場所	講習番号	講習日	免許証番号	通 船	管理 番号	氏 名	生年月日	性別						講習 分類	講習 種類	講習 種類	実車 結果
0001	5		年 月 日					年 月 日										
0002	5		年 月 日					年 月 日										
0003	5		年 月 日					年 月 日										
0004	5		年 月 日					年 月 日										
0005	5		年 月 日					年 月 日										
0006	5		年 月 日					年 月 日										
0007	5		年 月 日					年 月 日										
0008	5		年 月 日					年 月 日										
0009	5		年 月 日					年 月 日										
0010	5		年 月 日					年 月 日										
0011	5		年 月 日					年 月 日										
0012	5		年 月 日					年 月 日										
0013	5		年 月 日					年 月 日										
0014	5		年 月 日					年 月 日										
0015	5		年 月 日					年 月 日										
0016	5		年 月 日					年 月 日										
0017	5		年 月 日					年 月 日										
0018	5		年 月 日					年 月 日										
0019	5		年 月 日					年 月 日										
0020	5		年 月 日					年 月 日										

別記第3号様式及び別記第4号様式を削る。

附 則

この規則は、令和4年5月13日から施行する。

特定任意講習の実施に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年4月12日

鹿児島県公安委員会委員長 石窪奈穂美

鹿児島県公安委員会規則第10号

特定任意講習の実施に関する規則の一部を改正する規則

特定任意講習の実施に関する規則（平成21年鹿児島県公安委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

一般特定任意講習の実施に関する規則

第1条中「特定任意講習」を「一般特定任意講習」に改める。

第2条から第5条までを次のように改める。

（講習の内容）

第2条 講習は、交通事情の変化、交通事故の傾向、安全運転の知識又は技能、法令及びその改正点などについて具体的に行い、受講者が法令の遵守、事故防止についての自覚を促進するよう実施しなければならない。

（講習の対象者）

第3条 講習は、地域、生活環境等に照らし、自動車等の運転に関し、ほぼ共通の条件下にあると認められる者に対して行う。

（講習の申請等）

第4条 講習の実施を求める者は、講習実施予定日の1か月前までに一般特定任意講習受講団体申請書（別記第1号様式）及び一般特定任意講習受講者名簿（別記第2号様式）により申請しなければならない。

2 講習の申込みは、一般特定任意講習受講申込書（別記第3号様式）により講習当日に行うものとする。

3 講習を終了した者に対しては、運転免許に係る講習等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第4号）第3条第2号に定める書類を交付するものとする。

（講習指導員）

第5条 講習における指導に従事する者（以下「講習指導員」という。）は、運転免許証の更新を受けようとする者、特定失効者又は特定取消処分者に対する講習等の実施に関する規則（昭和47年鹿児島県公安委員会規則第3号）第6条に規定する者とする。

第6条第1項第2号中「調達」を「準備」に改める。

第7条を次のように改める。

（公安委員会への報告）

第7条 講習の委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、次の各号に掲げるときは、それぞれ当該各号に定める書面により、速やかにその状況を公安委員会に報告しなければならない。

(1) 講習の申請書を受領したとき 一般特定任意講習実施予定報告書（別記第4号様式）

(2) 講習を終了したとき 一般特定任意講習実施結果報告書（別記第5号様式）

別記第4号様式から別記第8号様式までを削り、別記第9号様式を別記第4号様式とし、別記第10号様式を別記第5号様式とする。

別記第11号様式及び別記第12号様式を削る。

附 則

この規則は、令和4年5月13日から施行する。

.....
認知機能検査の実施に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年4月12日

鹿児島県公安委員会委員長 石窪奈穂美

鹿児島県公安委員会規則第11号

認知機能検査の実施に関する規則の一部を改正する規則

認知機能検査の実施に関する規則（平成21年鹿児島県公安委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(3) その他 前2号以外の再検査や任意の認知機能検査

第3条から第5条までを次のように改める。

（検査の受検申込み）

第3条 検査の申込みは、認知機能検査受検申込書（別記第1号様式）により検査当日に行うものとする。

（検査結果の通知）

第4条 公安委員会は、検査を受検した者に対し、検査の結果に対応する認知機能検査結果通知書（別記第2号様式）を交付して検査結果を通知するものとする。

（検査員）

第5条 検査は、次の各号に掲げる要件を備える者（以下「検査員」という。）が実施することとする。

(1) 21歳以上のものであること。

(2) 次のいずれかに該当する者であること。

ア 委託により検査を実施する場合は、検査の実施に必要な技能及び知識に関する公安委員会が行う認知機能検査員講習を終了した者又は検査の実施に必要な技能及び知識に関する公安委員会が行う審査に合格した者

イ 公安委員会において直接検査を実施する場合は、警察庁又は都道府県警察が実施する検査の実施に必要な技能及び知識に関する研修等を終了した者

第5条の2を削る。

第6条第1項中「要件」を「基準」に、「委託して行う」を「委託する」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 検査を適正かつ円滑に実施するために必要な数の検査員が置かれていること。

- (2) 検査を行うために必要な施設その他設備を有し、また、当該施設等は高齢者の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性が確保されていること。
- (3) 検査の受付、実施、公安委員会への報告、検査結果の管理を適正かつ確実にを行う組織及び能力を有すること。

第6条第1項に次の1号を加える。

- (4) その他検査を適正かつ円滑に実施するために、必要かつ適切な組織及び能力を有すること。

第6条第2項中「検査の委託を行うに当たって」を「検査を委託する場合」に改め、同項第1号を次のように改める。

- (1) 検査は、公安委員会が定める検査の実施方法等の具体的な基準に従って行うこと。

第6条第2項に次の1号を加える。

- (3) 公安委員会が行う検査結果の判定に必要な事項を速やかに報告すること。

第7条を次のように改める。

（公安委員会への報告）

第7条 検査の委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、次に掲げる事項について、公安委員会に速やかに報告しなければならない。

- (1) 検査を終了したときは、認知機能検査結果報告書（別記第3号様式）により報告すること。
- (2) 検査結果について、受検者等から苦情や不服の申出があった場合は、その者の氏名、連絡先、検査の実施状況及び苦情や不服の内容並びにこれらに対する対応状況を記録し、報告すること。

別記第1号様式から別記第3号様式までを次のように改める。

別記

第1号様式（第3条関係）

認知機能検査受検申込書

鹿児島県公安委員会 殿

住 所

氏 名

生年月日

年

月

日

受 検 区 分	<input type="checkbox"/> 更新時検査	<input type="checkbox"/> 臨時検査	<input type="checkbox"/> その他
受 検 年 月 日	年	月	日
受 検 場 所			
受 検 手 数 料 (収入証紙貼付欄)			
備 考			

第 2 号 様 式 (第 4 条 関 係)
(その 1)

にんち きのうけん さけつ か つう ちしよ
認 知 機 能 検 査 結 果 通 知 書

じゆう じよ
住 所

し めい
氏 名

せい ねん がつ び
生 年 月 日

けん さ ねん がつ び
検 査 年 月 日

けん さ ば じよ
検 査 場 所

そうごうてん
総合点



(A 点)

(B 点)

き おく りよく ・ はん だん りよく ひく になち しよ
記 憶 力 ・ 判 断 力 が 低 く な っ て お り , 認 知 症 の お そ れ が
あ り ま す 。

き おく りよく ・ はん だん りよく てい か しんごう むし いちじふ ていし いはん
記 憶 力 ・ 判 断 力 が 低 下 す る と , 信 号 無 視 や 一 時 不 停 止 の 違 反
を し た り , しん ろ へん こう あい ず おく けい こう
進 路 変 更 の 合 図 が 遅 れ た り す る 傾 向 が み ら れ ま す 。

こん ご うん てん じゆう ぶん ちゆう い いし か ぞく
今 後 の 運 転 に つ い て 十 分 注 意 す る と と も に , 医 師 や ご 家 族 に
ご 相 談 さ れ る こ と を お 勧 め し ま す 。

また , りん じ てき せい けん さ せん ちん い しん だん う また いし
ま た , 臨 時 適 性 検 査 (専 門 医 に よ る 診 断) を 受 け , 又 は 医 師
の 診 断 書 を 提 出 し て い た だ く お 知 ら せ が 公 安 委 員 会 か ら あ り
ま す 。

この しん だん けつ か にんち しよ はんめい
こ の 診 断 の 結 果 , 認 知 症 で あ る こ と が 判 明 し た と き は , 運 転
めん きよ とり け ていし ぎよう せい しよ ぶん たい しよ
免 許 の 取 消 し , 停 止 と い う 行 政 処 分 の 対 象 と な り ま す 。

うん てん めん きよ しよ こう しん て つづき さい しよ めん かなら し さん
運 転 免 許 証 の 更 新 手 続 の 際 は , こ の 書 面 を 必 ず 持 参 し て く だ さ い 。

年 月 日

鹿 児 島 県 公 安 委 員 会

(その2)

認知機能検査結果通知書

住 所

氏 名

生年月日

検査年月日

検査場所

「認知症のおそれがある」基準には該当しませんでした。

今回の結果は、記憶力、判断力の低下がないことを意味するものではありません。

個人差はありますが、加齢により認知機能や身体機能が変化するところから、自分自身の状態を常に自覚して、それに応じた運転をすることが大切です。

記憶力・判断力が低下すると、信号無視や一時不停止の違反をしたり、進路変更の合図が遅れたりする傾向がみられますので、今後の運転について十分注意してください。

運転免許証の更新手続きの際は、この書面を必ず持参してください。

年 月 日

鹿児島県公安委員会



(裏面)

認知機能検査の判定や計算等について

総合点による判定

36点未満	記憶力・判断力が低くなっており、認知症のおそれがある。
-------	-----------------------------

判定の基準となる点数(36点)は、認知機能検査の結果と認知症専門医による診断結果との関係を統計的に分析して定められたものです。認知機能検査は、あなたの記憶力、判断力の状況を簡易な検査によって確認するもので、認知症の診断を行うものではありません。したがって、総合点が36点未満であったとしても、直ちに認知症であることを示すものではありません。また、36点以上であったとしても、必ずしも認知症でないことを示すものではありませんので、記憶力、判断力に不安のある方は、お近くの医療機関等で相談されることをお勧めします。認知症のおそれがあるとされても、免許証の更新をすることはできますし、直ちに免許が取り消されるわけではありません。ただし、警察から連絡があり、医師の診断を受けることとなります。認知症と診断された場合は、免許が取り消され、又は停止されます。今回の検査の結果について、御質問のある方は、認知機能検査を行ったところやお住まいの都道府県警察の運転免許担当課までお問い合わせください。

総合点の計算

総合点は、次の計算式に当てはめて算出しています。
正しい回答が多くなるにつれて総合点が高くなります。
総合点 = 2.499 × A + 1.336 × B

Aは、記憶した16種類のイラストの名前が正しく回答されているかどうかについての点数です。正しく回答すると点数がつかまります。
Bは、「年」、「月」、「日」、「曜日」、「時刻」が正しく回答されているかどうかについての点数です。正しく回答すると点数がつかまります。

第 3 号 様 式 (第 7 条 関 係)

鹿 児 島 県 公 安 委 員 会 殿 認 知 機 能 検 査 結 果 報 告 書 年 月 日

このシートは認知機能検査専用入力シートです。このシートに日付ごとに入力して下さい。尚、行の追加・削除・項目の幅の変更・印刷時の印刷範囲・向き・拡大縮小・品質・サイズ・余白・ヘッダーフッター等変更はできません。

【入力要領】

- * 「区分」については、4 認知機能検査 を固定表示。
- * 「検査場所」については、検査場所コードを入力。
- * 「検査番号」については、検査番号を入力。検査番号は、年間の通し番号です。(1月1日～12月31日まで)
- * 「検査日」については、検査日を入力。注、検査日は2022年5月14日以降を入力
- * 「通/隔」については、0:更新 1:臨時認知機能検査
- * 「管理番号」については、臨時認知機能検査通知(受検表)に記載されている管理番号(4ケタ)を入力。尚、管理番号は、免許センターから受検者に番号を通知します。通常の変更の場合は、0000を入力。
- * 「生年月日」については、和暦(桁の元号)は、1:明治 2:大正 3:昭和 を入力する
- * 「性別」については、1:男 2:女 を入力する
- * 「手がかかり再生」については、(通常)における得点の中断は 777 を入力、(その他)における中断は 888 を入力する。
- * 「時間の見当識」については、(通常)における得点の中断は 777 を入力、(その他)における中断は 999 を入力する。
- * 「検査種別」については、0:認知機能検査(通常) 1:認知機能検査(その他) 2:認知機能検査(通常) 3:認定認知機能検査(その他)
- * 「検査種別」については、0:免許更新 1:臨時認知機能検査 3:任意の認知機能検査(臨時高齢者講習が免除とならない検査) 4:その他

自動車学校

区分	検査場所	検査番号	検査日	免許証番号	通/隔	管理番号	氏名	生年月日	性別	手がかかり再生	認知機能検査結果 時間の見当識	検査結果 総合点	判定	検査種類	検査種別
0001	4		年 月 日					年 月 日							
0002	4		年 月 日					年 月 日							
0003	4		年 月 日					年 月 日							
0004	4		年 月 日					年 月 日							
0005	4		年 月 日					年 月 日							
0006	4		年 月 日					年 月 日							
0007	4		年 月 日					年 月 日							
0008	4		年 月 日					年 月 日							
0009	4		年 月 日					年 月 日							
0010	4		年 月 日					年 月 日							
0011	4		年 月 日					年 月 日							
0012	4		年 月 日					年 月 日							
0013	4		年 月 日					年 月 日							
0014	4		年 月 日					年 月 日							
0015	4		年 月 日					年 月 日							
0016	4		年 月 日					年 月 日							
0017	4		年 月 日					年 月 日							
0018	4		年 月 日					年 月 日							
0019	4		年 月 日					年 月 日							
0020	4		年 月 日					年 月 日							

別記第 4 号様式を削る。

附 則

この規則は、令和 4 年 5 月 13 日から施行する。